

尼崎市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和3年9月27日 午後3時40分～午後5時49分
(再開) 午後7時8分～午後9時15分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟 (日程第1「議事」の「議案第48号」より出席)
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	梅山 耕一郎
教育次長	東 政信
管理部長	西村 和修
学校教育部長	増田 裕一
学校教育部次長	橋本 貴宗
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	西田 啓行
職員課長	中道 隆広
幼稚園・高校企画推進担当課長	谷 章
いじめ防止生徒指導担当課長	石本 将史
社会教育課長	松田 陽子
尼崎高等学校長	高橋 利浩
尼崎高等学校教頭	平林 晃子
尼崎高等学校教頭	石井 基晴
生涯、学習！推進課長	寺沢 元芳

日程第1 議事

- (1) 報告第2号 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第47号 尼崎市教育委員会事務局文書事務規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第48号 職員の人事について
- (4) 議案第49号 尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について

日程第2 協議・報告

- (1) いじめ重大事態について
- (2) 市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後3時40分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第1「議事」の「議案第48号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第48号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第1「議事」の「議案第49号 尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について」及び日程第2「協議・報告」の「いじめ重大事態について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第49号」及び「協議・報告」の「いじめ重大事態について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第2「協議・報告」の「市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて」は、意思形成過程等の内容が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「協議・報告」の「市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて」は、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないこととします。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1「議事」の「報告第2号 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。報告第2号「令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算」について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料の報2（P.1）をお願いいたします。本案は、令和3年度の尼崎市一般会計における教育関係補正予算の追加案件分について市長に申し出るにあたり、緊急やむを得ないため、尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第2項の規定により、教育長において臨時に代理したことから、同項後段の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。次のページ、報2-2（P.2）をお願いいたします。第1表 歳出予算補正のうち、教育委員会事務局所管分につきましては表の2行目に記載のとおり、補正前の額193億4,728万9千円から、今回の補正額

3, 166万9千円を増額し、補正後の額を193億7,895万8千円とするもの
でございます。次の3ページをお願いいたします。「9月補正予算の概要」につ
きまして、具体的にご説明いたします。新型コロナウイルス感染症への対応
のため学校業務等を支援するスクールサポートスタッフを小・中学校、特別
支援学校に1名追加配置するものでございます。以上、簡単ではござい
ますが、令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算の説明を終わら
せていただきます。よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げ
ます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はござい
ませんか。

徳山委員 小学校が2149万、中学校が891万、特別支援学校が52万
で予算額に差があるが、これは各学校に1人を配置するということか。

白畑教育長 その通りです。

徳山委員 スクールサポートスタッフの単価は一律なのか。

職員課長 単価は一律で千円が基本になります。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮
りいたします。「報告第2号」を、報告のとおり承認することに異議
ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第2号」は原案のと
おり承認いたしました。次に、日程第1「議事」の「議案第47号 尼
崎市教育委員会事務局文書事務規程の一部を改正する訓令について」
を議題とします。提案理由の説明を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。それでは、議案第47号
「尼崎市教育委員会事務局文書事務規程の一部を改正する訓令につ
いて」ご説明いたします。お手元の資料の8ページをお開き願いま
す。議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。まず、「1 改
正理由」としまして、行政の適正かつ効率的な運営と現在及び将来
の国民に説明する責務の全うを目的に平成23年に公文書管理法が
施行され、本市でも令和4年4月施行を目途に、(仮称)尼崎市公
文書管理条例の制定に向けた取組を進めているところで、当該取組
により、本市の公文書管理制度及びこれに伴う実務見直しが生じ
ることから、尼崎市文書規程が改正されたことに合わせ、所要の
整備を行うものでございます。次に、「2 改正内容」でございま
す。歴史的文書については、従来から歴史博物

館（資料担当・旧地域研究資料館）による選別、收拾が行われておりましたが、今後は、それを所管課でも行っていくため、所要の規定を整備するものです。まず、（１）歴史的文書の定義規定の追加ですが、従来の規定では、「歴史的価値を有する文書」との記載はございましたが、明確な定義がされていなかったため、尼崎市立歴史博物館が定める基準に該当する歴史資料として重要な文書を「歴史的な文書」として定義するものです。次に（２）歴史的な文書の選別および保存に関する規定の追加につきましては、これまでは歴史博物館が行っていた歴史的な文書の選別を所管課においても行っていくこと、また選別した歴史的な文書を適正に保存・管理するための規定を追加するものです。（３）その他の改正につきましては、文書事務について、実務面の見直しが行われたもの等について、改正するものです。最後に、「３ 施行期日」は令和３年１０月１日です。以上で、議案第４７号「尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 文書の廃棄について等、市本体の規定に合わせて定義するということだと思うが、歴史的な文書の定義が、歴史博物館長が定める基準に該当するものと書いてあるが、例えばどんな基準なのか。

歴史博物館長 今回、令和４年の施行に向けて、審議会等で作業をしているところでございます。ただ、条例の中にこの文書の基準というものはおそらく今の段階の素案では、条例の中にそこまで書き込まないで、別途その歴史博物館長なりが定めるという形にする方向で審議が行われております。まだ決定ではありませんが、基本的な考えでいいますと、市民の権利義務に影響があるものや市の重要な政策や施策の決定意思決定に関わるもの、あるいはその時折の状況、例えばコロナ等を記録し、後世に役立てていくものやそういったものを残していこうという考えで作業を進めていくところでございます。条例の施行以前から、地域研究の地域研究資料館が、歴史的に価値があるだろうという資料は収集してまいりました。例えば、阪神淡路大震災やコロナ、それとは別に定例的な議会に関する事や条例に関する事を連続的に収集しております。古いものでは、例えば本市なら公害についての資料が対象となります。後世から本市の歴史を振り返り、未来に役立てていけるような資料は大切に保管していくことが趣旨でございます。また、歴史的資料となっていますが、ここで想定しているものは、教育委員会、行政委員会が、事務を進めるために作成保管している決裁文書を主にここでは想定しております。例えば、平安期や中世の絵図や古文書は、今回の対象とはまた別に切り離し、そこは博物館資料として管理していこうと考えております。

徳山委員 基本的に１０年経てばそれ以外は廃棄するような感じなのか。

歴史博物館長 保存年期は1年、3年、5年、10年となっており、それより長い永年というのがございます。永年は所管課で基本的にはずっと保管されるものですが、保存年期が消えたものについては基本的に廃棄する事となっております。今回、条例化を進めた背景として、国でも森友・加計問題や桜を見る会などがございましたので、市民の知る権利を守るために、そういった事をきっちりと条例に位置づけて、公文書の管理を徹底していくという事と、後世の市民がそれを知る事ができる権利ですので、条例にきっちりと記していこうと言うのが今回の条例化の主旨でございます。

徳山委員 部署ごとによって残していたり、残してなかったりときっちり10年経ったら廃棄するような仕組みが尼崎市にはあるのか。

歴史博物館長 先ほど申しあげました1年、3年、5年、10年という基準に基づいて、基本的には所管課で実施しております。

徳山委員 歴史的吗どうかの評価もまちまちだと思うが、基準を作る事で残していこうという判断ができなくなるのは避けていただきたいというか、何か基準を作ってそれに縛られて欲しくない気もする。個人的には、歴史的吗どうかは何かを残すのかをできるだけ広く意見を求めた上で判断するべきと思う。

正岡委員 市の規定を変えるきっかけみたいなものはあるのか。

歴史博物館長 国における公文書管理法は、平成23年に施行だったと記憶しております。これは議員立法で国の方で制定された法律なんですけれども、それを受けて改正するというのは今回だいぶタイムラグがございます。今回、条例ができた事には、二つの理由がございます。一つは国ではきっちりと法に基づいた文書の管理がされていますが、尼崎市においては、文書規程という内規で管理しているため、議会のチェックなしに組織の中のルールとして運用しております。これはきっちりと管理しないといけないという事で条例化するという事が理由の一つでございます。もう一つは、何故今なのかと言う部分ですが、もともと本市の公文書を扱う施設である公文書館機能を担ってきた地域研究史料館が、昨年に組織統合を行い、新たに歴史博物館として、再出発したところでございます。この二つの契機を持って、より適正文書管理を図っていこうということで、(仮称)公文書管理条例の発展に向けて作業しているところでございます。

徳山委員 公文書が日々発生していると思うが、この時代、どんどんデータで保存できるが、そのデータも10年経てば廃棄していくようになるのか。

歴史博物館長 作成している決裁等の文書は、文書管理システムと言うコンピューターのネットワーク上で作られているものと紙で作られている決裁とがございますので、今回の条例ではその両方とも対象にしているものでございます。電子データにつきましても、選別作業をしています。紙はどんどん溜まっていくので、今は旧大庄西中学校の体育館

の中に溜め込んでおまして、これをどうにかしないといけない状況にあります。今後受け入れるものについて、基本は今もデジタル化という事になっていますが、紙の部分についても、電子化して場所を取らないように検討していきたいと思います。

太田垣委員 教育委員会が公文書を残すかどうかの判断をする点について疑問に思う。地域研究資料館と統合したとのことだが、そこが引き続きその選別作業を行っていくのか。

歴史博物館長 この業務は一体どこの業務なのかという点につきましては、一般論ですが、文書行政は基本的には市長部局の業務だと私は解しております。歴史博物館で担う理由として、市長の権限と地方自治法等に基づき、市長の権限の属する事務の一部を行政委員会に対して補助執行させる事ができるという規定がございます。市長の権限で行いますが、教育委員会事務局で実施するという形で整理しております。また、選別はどこが担っているかにつきましては、旧の地域研究資料館が現在も行っております。ただ、今回、制度をきっちり整理して、漏れないように選別の対象にしていこうとすると分量がございますので、これは検討段階になりますが、ここで書いている文書の選別基準を示して基本的にはそれを作った一番よく理解している所管課で、大事なものかどうかというのを判断してもらい、それを今の歴史博物館、旧の地域研究資料館で二重のチェックをかけて選別しようと思っております。当然条例および規則の中で定めて参りますので、検討段階の案であります事をご理解ください。

徳山委員 基準はこれから専門家の意見も聞いて作っていくのか。

歴史博物館長 公文書管理制度審議会を今年の2月に立ち上げまして、行政学の先生と歴史館の先生と市民代表の方が入り、月1回のペースで審議会の方でご意見をいただいているそうです。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第47号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第47号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会9月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、54ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。8月31日に、「第8回 政策推進会議」が開催されました。議会関係では、9月8日から9月10日にかけて、一般質問が行われ、計61問の質問がございました。また、9月15日には文教委員会、予算特別委員会（文教分科会）が開催されました。次に、学校教育関係でございます。8月30日に市立小・中学校の始業式、9月1日に市立幼稚園、市立高等学校、あまよう特別支援学校の始業式がそれぞれ執り行われました。また、9月7日には「第3回 尼崎市立幼稚園のあり方検討会」が開催され

ました。続いて、社会教育関係でございます。9月2日に「青少年健全育成・非行化防止標語表彰式」を開催しました。最後に、10月の主要行事予定表でございます。まず、10月6日及び7日には、決算特別委員会に係る総括質疑が予定されております。また、10月11日には第2回総合教育会議を開催し、終了後は教育委員会10月臨時会を開催いたします。開始時間及び開催場所に関しては、現在、市長部局と調整中ですので、詳細が決まり次第、速やかに連絡させていただきます。教育委員会10月定例会につきましては、10月25日、15時30分からの開催を予定しております。報告は、以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~  
(「議案第48号」の内容については、職員課が別途作成)

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会9月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会9月定例会の議事の全部を終了したので、午後9時15分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会9月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。